



※年会費の振込は事務局より案内を発行させていただきます。
尚、自動引落としについては当法人ホームページ又は事務局(TEL 098-858-2539)までお問合せ下さい。

私はNPO法人メッシュ・サポートの活動に賛同し、個人会員に登録いたします。

※下記太枠内の必要事項をご記入願います。

※事務局記入欄

申込日	西暦	年	月	日	会員番号				
氏名	フリガナ								
ご住所	〒								
ご連絡先	電話番号 (携帯)	電話番号 (自宅)							
	Eメール アドレス								
年会費	年会費は一口1,000円以上となります。会員更新案内の発送の際に、ご支援いただける金額を指定いただき、お振込み願います。								
	※申込用紙記載者名と振込時の名義人名が異なる場合、入金者が確定ができない為、下欄の【振込金融機関】と【振込名義人】をご記入願います。								
	金融 機関名	振込 名義人名							

メッシュ・サポートは、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の適切な取り扱いを実現いたします。

申込手続き①：記入済み申込用紙のご返信

【郵送】でのお申し込みをご希望の場合は、下記の住所までご郵送願います。

〒901-0145 沖縄県那覇市高良3-3-17-202 NPO法人メッシュ・サポート 宛

【FAX送信】でのお申し込みをご希望の場合は、下記のFAX番号までご送信ください。

FAX 098-993-5857

申込手続き②：初年分の年会費のお振込み

沖縄銀行、琉球銀行、JAおきなわ、海邦銀行を通じて窓口で振り込まれる場合、振込手数料は不要です。
その他の金融機関を通じて振り込まれた場合、またはATM（沖縄銀行を除く）などを使用して振り込まれる場合は、手数料が必要となりますので、上記金融機関の利用をお勧めします。（振込手数料は金融機関および振込金額により異なります）

	金融機関名	口座種類及び店舗番号	口座番号	名義人	振込手数料	
					ATM	窓口
1	沖縄銀行	田原支店（普通） 137	1692738	メッシュ・サポート	無	無
2	琉球銀行	金城支店（普通） 338	364285	メッシュ・サポート	有	無
3	JAおきなわ	小禄支店（普通） 432	0074198	メッシュ・サポート	有	無
4	海邦銀行	高良支店（普通） 027	0585924	メッシュ・サポート	有	無
5	沖縄県労働金庫	おもろまち支店(普通) 966	3424901	メッシュ・サポート	有	有
6	ゆうちょ銀行	通常払い込み 01770-5-135567		メッシュ・サポート	有	有

当法人は上記以外の口座は開設しておりませんので、お間違いない様、ご確認願います。

特定非営利活動法人メッシュ・サポート会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、特定非営利活動法人メッシュ・サポート（以下「当法人」といいます）と、特定非営利活動法人メッシュ・サポートの会員（以下「会員」といいます）との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

第1節 会員の種別

- 正（パートナー）会員（個人・団体）
- 賛助（サポーター）会員（個人・団体・グループ）

第2節 総則

第1条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

1.当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第3条（用語の定義）

1.規約において使われる語句について、次の各項に定義します。

2.会員とは、当法人のすべての種別の会員の総称です。

3.正（パートナー）会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人および団体の会員をいい、総会での議決権があります。（総会開催通知は、メールおよび書面をもって通知いたします）

4.賛助（サポーター）会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人、団体およびグループの会員をいい、総会での議決権はなく、総会では参考意見を述べる事が出来ます。（総会開催通知は、ホームページのみとします）

※グループとは、法人ではなく模合、サークル、野球チームなどプライベートな集まりを意味します。

※団体には、法人も含まれます。

第3節 入会申込等

第4条（入会申込）

1.入会の申込をする方は、当法人が別に定める年会費を払込み、入会申込書・Webサイトの入会フォームに必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

第5条（入会の成立）

1.入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。

第6条（入会申込の拒絶）

1.当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

(1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

(2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合

(3) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第7条（会員資格有効期間）

1.メッシュ・サポートの会員資格に有効期間はありますが、連続2年間入金が確認できない場合には、自動的に資格喪失します。

第4節 会員の権利

第8条（会員の権利）

1.正（パートナー）会員には総会での議決権があります。一個人・一団体につき1議決権です。活動、事業に参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

2.正（パートナー）会員以外の賛助（サポーター）会員は総会での議決権がありませんが、参考意見を述べる事が出来ます。（会員規約第3条の4、用語の定義）活動、事業に参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

第5節 入会申込記載事項の変更等

第9条（個人会員の資格継承）

1.個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第10条（団体会員の資格継承）

1.団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。

2.第6条（入会申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用します。

第11条（グループ会員の資格継承）

1.グループの資格で入会した会員が退会、あるいはグループが解散した場合には、当該会員の資格は失われます。

第12条（会員の氏名及び名称等の変更）

1.会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面・電話・電子メール等によりその旨を当法人に通知する必要があります。

2.前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第6節 会員資格の停止

第13条（会員資格の停止・除名）

1.当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または除名することがあります。この場合には、当法人は当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととします。

(1) 会費が支払われないとき

(2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

(3) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合

(4) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき

(7) この会員規約に違反した場合

(8) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第7節 会員資格の解除

第14条（会員資格の解除）

1.会員は当法人に対し、書面・電話・電子メール等にて通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生ずるものとします。

2.前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第8節 会員資格の継続

第15条（会員資格の継続）

1.定例社員総会後（毎年5月～6月ごろ）、事業報告を兼ねて会員更新（支援継続）の案内を通知します。

2.会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとします。

3.一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第9節 商号及び商標等の利用

第16条（商号及び商標等の利用）

1.当法人が定めた商号及び商標等を、利用する場合は、内容に応じて利用料を徴収する場合があります。

第10節 会員資格有効期間終了に伴う措置

第17条（措置）

1.会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとします。

第11節 損害賠償

第18条（損害賠償）

1.会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

2.会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第12節 その他

第19条（規定の追加）

1.本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。（付則）本規約は2013年4月1日より実施します。